

蓮田市高齢者福祉計画 2027・第 10 期介護保険事業計画 ・ 認知症施策推進計画策定にあたって

1 高齢者福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画 とは

国では、令和 5 年に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、令和 6 年 12 月に認知症施策推進基本計画が閣議決定されました。

都道府県・市町村が、それぞれ都道府県計画・市町村計画を努力義務として策定することを位置付けています。

今回策定する計画書では、この「市町村認知症施策推進計画」を高齢者福祉計画・介護保険事業計画と一体的に策定することとします。

【高齢者福祉計画】

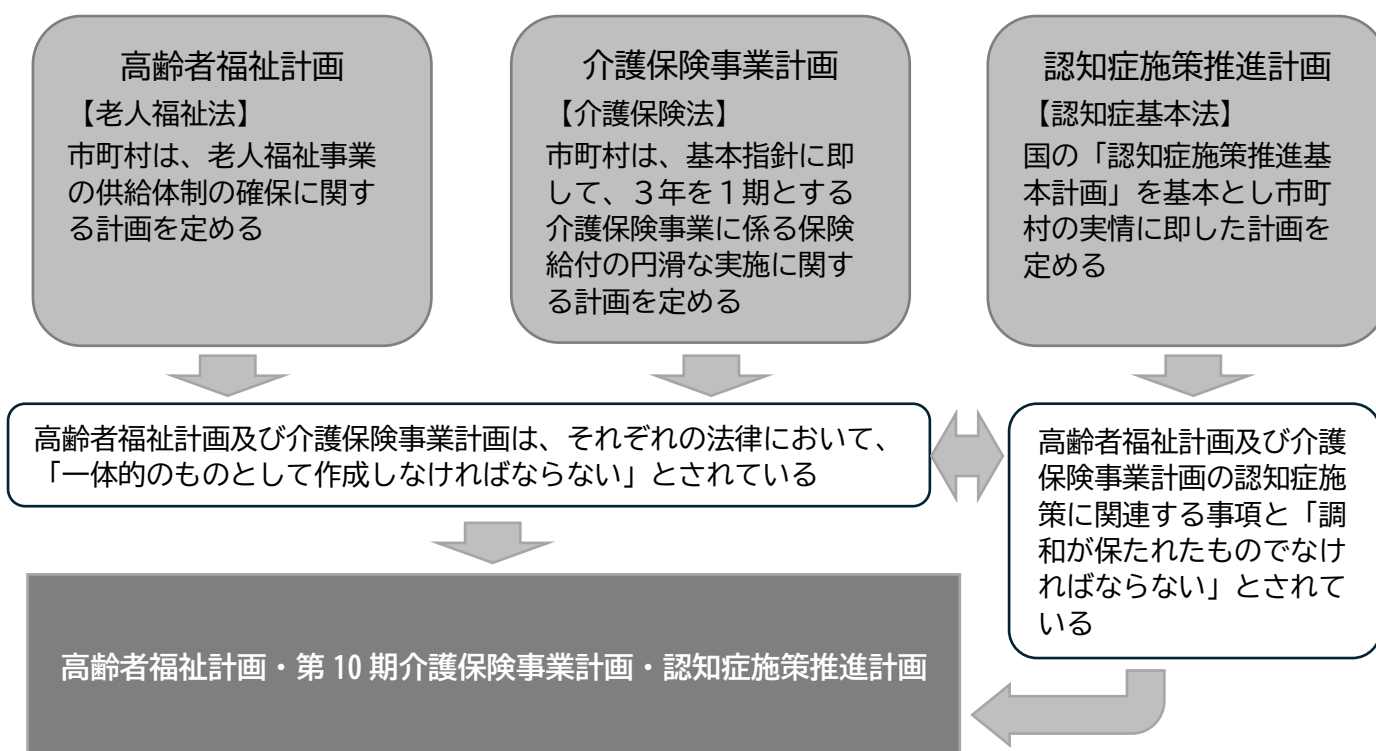
老人福祉法第 20 条の 8 に規定される「市町村老人福祉計画」に位置付けられる計画で、高齢者施策に関する基本的方向性や目標を設定し、その実現に向けて取り組むべき施策を定めるものです。

【介護保険事業計画】

介護保険法第 117 条第 1 項に基づき介護保険サービスの種類やサービス見込み量を定め、介護保険事業費の見込等を明らかにするとともに、保険給付の円滑な実施を確保するために定めるものです。

【認知症施策推進計画】

共生社会の実現を推進するための認知症基本法第 13 条第 1 項に規定される「市町村認知症施策推進計画」に位置付けられる計画で、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するものです。



【参考】『共生社会の実現を推進するための認知症基本法』における基本的施策

①【認知症の人に関する国民の理解の増進等】

- ・国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策

②【認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進】

- ・認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策
- ・認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするための施策

③【認知症の人の社会参加の機会の確保等】

- ・認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策
- ・若年性認知症の人（６５歳未満で認知症となった者）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策

④【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】

- ・認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策

⑤【保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等】

- ・認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策
- ・認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策
- ・個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策

⑥【相談体制の整備等】

- ・認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備
- ・認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策

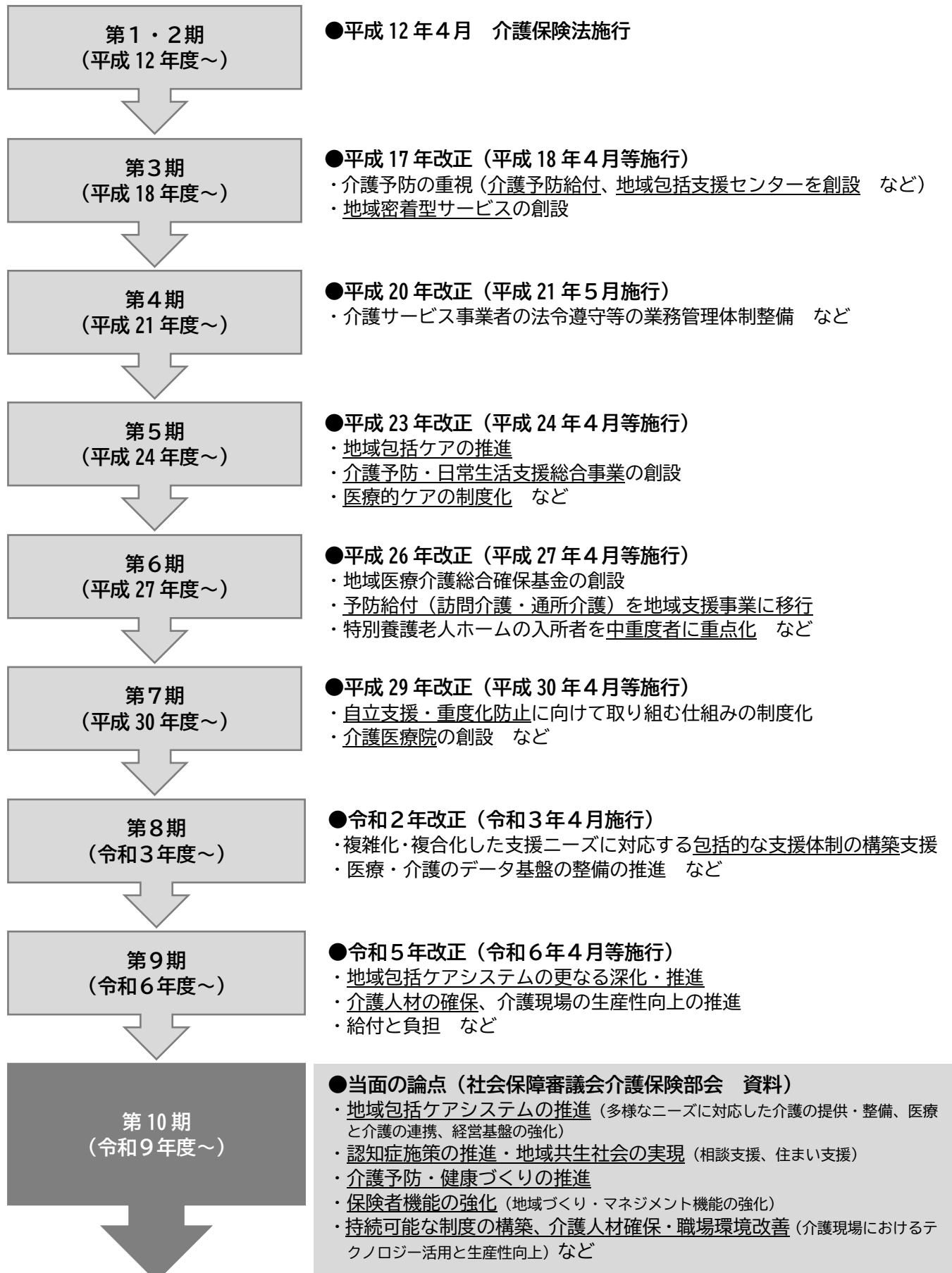
⑦【研究等の推進等】

- ・認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及 等
- ・認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用 等

⑧【認知症の予防等】

- ・希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにするための施策
- ・早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策

2 これまでの介護保険制度の流れと今後の方向性



3 第10期介護保険事業計画策定に向けた調査の実施について

●介護予防・日常生活圏域ニーズ調査について

【目的】

保険者が、一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援者を対象に、日常生活圏域ごとに、地域の抱える課題の特定（地域診断）に資することなどを目的として実施します。

【主な設問の内容】

- ・ 家族や生活の状況について
- ・ 食えることについて
- ・ 地域での活動について
- ・ 健康について
- ・ 福祉サービス・介護保険制度について
- ・ からだを動かすことについて
- ・ 毎日の生活について
- ・ たすけあいについて
- ・ 認知症にかかる相談窓口の把握について

【分析内容（案）】

- ・ 年齢別、日常生活圏域別分析
- ・ 高齢者の活動タイプ別（インドア派・アウトドア派/内向的・外向的）分析
- ・ 高齢者の幸福度別分析 等

●在宅介護実態調査について

【目的】

「地域包括ケアシステムの構築」という観点とともに、介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要かという観点を盛り込むため、高齢者の在宅生活の継続と、介護をする家族の就労継続の実現に向けた介護サービスのあり方を検討することを目的として、主に在宅で要支援・要介護認定を受けている方を対象として調査を実施。

【主な設問の内容】

- ・ 調査対象者本人について（施設への入所・入居状況、現在抱えている傷病について、介護サービスの利用状況について、充実が必要と難じる支援について 等）
- ・ 主な介護者について（仕事を辞めた理由について、介護者が不安に感じていることについて、介護者の勤務形態について、今後の働き方について 等）

【分析内容（案）】

- ・ 要介護認定別分析
- ・ 主な介護者の属性別分析 等

●その他の調査

第10期計画を策定するにあたり、「サービス提供者調査（人材の過不足や勤務実態等、介護人材確保に係る課題を把握）」、「居宅介護支援事業所調査（支援対象者から見たサービス提供の課題、事業所の勤務環境等を把握）」の2種類の調査を別途実施、計画策定の参考とする予定です。

4 スケジュール

項目	令和7年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
●アンケート調査												
調査票の検討・設計												
調査票の印刷・封入												
発送・分析・集計												
報告書の作成												
●会議等												
策定委員会の開催（予定）				①				②				③

項目	令和8年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
●計画書骨子案の作成												
●計画素案の作成・施策提案												
●パブリックコメントの実施												
●概要版の作成												
●計画書・概要版の印刷												
●会議等												
策定委員会の開催（予定）				①		②		③		④		

【策定委員会の開催時期及び主な内容】

令和7年度

時期	策定委員会	主な内容
7月30日	第1回	・第10期計画策定にあたって（概要） ・令和6年度 進行管理調書の確認
11月5日	第2回	・調査票案の検討
3月25日	第3回	・調査結果の報告

令和8年度

時期	策定委員会	主な内容
7月頃	第1回	・第9期の進捗（令和7年度 進行管理調書の確認） ・計画骨子案の検討
9月頃	第2回	・計画素案の検討
11月頃	第3回	・計画素案の検討 ・諮問
1月頃	第4回	・パブリックコメント結果報告 ・答申